

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター賛助会員規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下、「センター」という）の定款第51条第2項の規程に基づき賛助会員制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（以下、「会員」）は、センターが行う事業の趣旨及び目的に賛同する法人、個人又は団体とする。

2 賛助会員は、この法人の行う事業に参画し、各種情報の提供や研修用ビデオの無料貸付等の支援を受けることができる。

(入 会)

第3条 入会希望者は、この規約を承認の上、別に定める「（公財）福岡県中小企業振興センター賛助会員加入申込書」をセンター理事長（以下、「理事長」）に提出し、併せて、年会費を納入し、センターは入金確認後入会の手続きを行うものとする。

(会 費)

第4条 会員は、センターが別に定める手続きにより、次の会費を一口以上納入しなければならない。ただし、地方公共団体、大企業については毎事業年度当初に会員と協議の上、理事長が別に定める額を納入するものとする。

会費 年間 1口 12,000円

2 会費は、年会費とし、月割、日割計算は行わないものとする。

3 会費の納入は、2年目以降は理事長が発行する請求書により行うものとし、会員は指定された日までに会費を納入するものとする。

4 退会または会員資格の取消があっても、既納の会費は返還しないものとする。

(会費の使途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%を超えない範囲で、理事会において承認した額を当該年度の法人会計に使用することができるものとする。

(変更の届出)

第6条 会員は、会社名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、速やかにその内容をセンターに文書にて届け出るものとする。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、文書で退会届を理事長に届け出なければならない。

(会員資格の取消)

第8条 センターは、会員が次の各項のいずれかに該当すると判断したときは、会員資格を取り消すこ

とができるものとする。

- 1 虚偽の申込みまたは届出を行ったとき
- 2 破産、倒産、またはこれらに類する事情が発生したとき
- 3 この規約に違反したとき
- 4 会費または利用料金が、センターが指定した期日までに納入確認できない場合
- 5 会員として不適当な行為を行ったとき

(委 任)

第9条 この規約に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人福岡県中小企業振興センター賛助会員規約（平成19年4月25日施行）は廃止する。